

ぷちサロン活動応援成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で地域住民による仲間づくり、出会いの場づくりを目的に年間定期、不定期を問わず、地域住民が気軽に集う場（「以下ぷちサロン活動」）という。」を実施するグループが、開催にかかる経費の負担軽減とぷちサロン活動を継続的に活動できるよう応援することを目的とするぷちサロン活動応援成事業に必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 この助成事業における対象は、地域の仲間づくり、出会いの場づくりを目的とした任意の集まりであること。

2 助成対象とする事業は、以下の条件を満たす活動とする。

- (1) 参加住民が7名以上の集いであり、そのうち65歳以上が過半数を占めていること
- (2) 地域住民全体が参加できる場であること
- (3) どこからも助成を受けていないこと
- (4) 区や地域の毎年計画的に行われている年間行事等を除くこと
- (5) 地域ミニデイ活動を除くこと

(助成金の額及び助成回数)

第4条 助成額は、次の通りに定める額とし予算の範囲内で助成する。

- (1) 活動1回につき、助成金2,500円を上限に100円単位で交付する。
- (2) 助成回数については年度内6回までとする。

(助成対象経費)

第5条 この助成事業における助成対象経費は、第3条の活動のために充当するものとする。

(助成対象期間)

第6条 この助成事業における助成対象期間は、当該年度の4月から3月までとする。

(助成申請及び結果の通知)

第7条 助成金の交付を受けようとするグループは、第3条で規定した事業を

実施する1週間前までにぷちサロン活動応援助成事業申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し本会に提出するものとする。なお、申請書の提出をもって交付決定するものとするため、改めて交付決定通知書は発行しないものとする。

（報告書の提出）

第8条 申請グループは、第3条で定めた事業を実施後、速やかにぷちサロン活動応援助成事業報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を本会へ提出しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 本会は、提出された報告書を精査し助成金を交付する。

2 助成金は振込にて指定口座へ助成金を交付する。

【実施月】	【助成金支払日】
4～6月	7月末
7～9月	10月末
10～12月	1月末
1～3月	3月末

（活動の変更または取下げ、及び交付決定の取り消し、返還）

第10条 申請グループが活動を進めるうえでの変更または取下げが必要な場合には、申請グループは本会に連絡しなければならない。

2 本会の会長は、虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けた時や重複助成が発覚した時は助成金の交付を取り消しまたは返還を求めることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は本会の会長が定める。

附則

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。